

千代田区 出産・子育て応援ギフト Q&A（令和6年3月1日現在）

質問	回答
所得制限はありますか？	所得制限はありません。
外国籍ですが、対象ですか？	日本国籍を有する者と同様の要件を満たせば支給対象となります。
千代田区から転出した場合はどうなりますか？	申請書を提出する前に千代田区を転出された方は、転出先の自治体へお問い合わせください。 申請書を提出後に千代田区を転出する方は、転出前に千代田区での支給要件を満たしている場合は対象となります。 ※出産応援ギフト、子育て応援ギフトのどちらのギフトについても、複数の市区町村から二重に支給を受けることはできません。
他自治体で妊娠届を提出し、千代田区に転入しますが、対象となりますか？	他自治体で妊娠届提出後に千代田区に転入される方は、千代田区においてままばば面談(妊婦面談)を受けた場合に対象となります。 ※出産応援ギフト、子育て応援ギフトのどちらのギフトについても、複数の市区町村から二重に支給を受けることはできません。
他自治体で出産し、千代田区に転入しますが、対象となりますか？	他自治体で出産された後に千代田区に転入する方は、千代田区において赤ちゃん訪問(乳児家庭訪問)を受けた場合に対象となります。 ※出産応援ギフト、子育て応援ギフトのどちらのギフトについても、複数の市区町村から二重に支給を受けることはできません。
里帰り出産の場合、千代田区でのギフトの支給対象となりますか？	出産応援ギフトについては、千代田区で行うままばば面談(妊婦面談)を受けることがギフト支給の要件となります。里帰り先での面談はできかねますので、里帰り前に千代田区で面談を受けていただき、ギフトの申請を行ってください。 また、子育て応援ギフトについては、基本的に千代田区で行う赤ちゃん訪問(乳児家庭訪問)がギフトの支給要件となりますが、里帰り先で赤ちゃん訪問(乳児家庭訪問)を希望する場合には、里帰り先の助産師、保健師等による訪問を受けることが可能です。ただし、ギフトの支給は住民票のある千代田区から行うため、申請先は千代田区です。
海外で妊娠して、帰国した妊婦は対象となりますか？	海外で妊娠し日本に帰国した場合、千代田区に住民登録し、妊娠届を提出した上で、ままばば面談(妊婦面談)を受けていただくことで、出産応援ギフトの支給対象となります。
海外で出産して、帰国した子育て家庭は対象となりますか？	海外で出産した後帰国し、千代田区に転入された場合は、赤ちゃん訪問(乳児家庭訪問)を受けた場合に子育て応援ギフトの対象となります。 ※ただし、出産応援ギフトは対象外となります。